

## 本校高等部を受検する際の注意事項について

### ○受検資格について

学校教育法施行令第22条の3に示す障害の区分及び程度に該当する者で、保護者とともに本県に在住し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

- ① 特別支援学校中学部もしくは中学校を卒表した者、又は令和7年3月に卒業する見込みの者
- ② 学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当する者



本校高等部は知的障害教育部門と肢体不自由教育部門の2つの部門に分かれています。それぞれ、知的障害者と肢体不自由者を教育する学校になりますので、学校教育法施行令第22条の3に示す知的障害又は肢体不自由があることが条件になります。

学校教育法施行令第22条の3で定める知的障害者及び肢体不自由者の障害の程度は、次に掲げるとおりとする。

知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

本校を受検の際には、知的障害教育部門の場合は療育手帳の写しと三年以内の知能検査の結果が必要になります。肢体不自由教育部門の場合は身体障害者手帳の写し又は医師の診断書が必要になります。もし、手帳を保持していない場合や三年以内の検査結果がない場合は別途必要な手続きがありますので、お早めに本校高等部までご連絡ください。

(TEL：0956-47-5913 担当：戸村 石橋)

**療育手帳を取得していない場合は、例え特別支援学級に在籍していても、それだけで知的障害があるとみなすことはできません。知的障害は医者のみが診断することができます。また、発達障害だけでは受検対象とはなりませんので、ご注意ください。**

**基本的には、療育手帳を取得していただくこととなりますので、保持されていない場合は早めの取得をお願いいたします。(取得には時間を要することが考えられます。)**